

# 保護者・地域の皆さまへ

～子どもたちの教育環境の充実のために～  
 学校の働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします

日頃から、学校教育の充実にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

地域の大切な宝である子どもたちの健やかな成長は、私たち全ての大人の願いです。

そのためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、協力して子どもたちに関わるとともに、学校においては、子どもたち一人一人にきめ細かな指導を行うための体制づくりが必要だと考えます。

本県では、保護者・地域の皆さまのご協力を得ながら、教職員が授業を中心とした教育に専念できる環境を整えることで、子どもたちの健やかな成長に力を尽くしたいと考えます。

つきましては、県内一斉で以下のことに取り組みますので、学校における働き方改革へのご理解・ご協力をよろしくをお願いします。

※ 宮崎県の学校の働き方改革の方針について示された「学校における働き方改革推進プラン」は「教育ネットひむか」のHPからダウンロードできます。

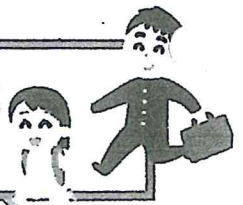


## <保護者・地域の皆さまへのお願い>



① 学校・家庭・地域で役割分担をし、連携・協力した取組をお願いします。

② 子どもたちの登校は、学校がお知らせする時刻以降にお願いします。



③ 勤務時間外の連絡や相談は、学校がお知らせする時間内をお願いします。

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

令和2年3月19日

学校における働き方改革推進協議会  
 (事務局：宮崎県教育委員会)

※ 学校における働き方改革推進協議会とは、県教育委員会、市町村教育長連絡協議会、各校長会、事務長会、各PTA団体、中体連、高体連などの代表者を委員とした「学校における働き方」について協議する会です。

# 宮崎県における学校の働き方改革

## ～時間外業務時間80時間以上ゼロを目指して～

\* 時間外業務時間80時間とはいわゆる過労死ライン相当にあたります。宮崎県教育委員会では、令和2年度末までの達成目標として、「時間外業務時間80時間以上ゼロ」を目指しています。

**「学校における働き方改革推進プラン」の具現化に向けて、県教育委員会や市町村教育委員会、各学校は次の取組を推進します。これを踏まえて、教職員一人一人が業務改善と意識改革に取り組みましょう。**

### ① 家庭・地域等との連携と役割分担の明確化について

- プランにおける「家庭・地域等との連携による業務の役割分担」を参考に、学校・家庭・地域等との役割の分担を推進すること。

※平成31年3月18日付 文部科学事務次官通知を参照

### ② 業務の見直しと分担について

- 業務（PTA活動や地域活動への対応も含む）を「本当に必要か」という視点から具体的に見直すとともに、一部の教職員に業務が偏らないように役割の分担を推進すること。

### ③ 学校の開錠時刻の設定について

- 市町村教育委員会もしくは学校ごとに、学校の開錠時刻を設定すること。
- 開錠時刻を踏まえ、家庭や地域の理解を得ながら、登校時間を設定すること。
- 教職員の出勤時刻についても、学校の開錠時刻を考慮すること。

### ④ 勤務時間外における対応について

- 市町村教育委員会もしくは学校ごとに、電話連絡や相談等を受け付ける対応時間を設定すること。
- 児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急事態が発生した際の連絡方法について、保護者や地域住民に周知すること。
- 教職員個人所有の携帯電話等を使用しての連絡は原則行わないこと。

※ 市町村教育委員会においては、留守番電話等の設置など、緊急時における連絡方法に関する体制を整備すること。

### ⑤ 学校内施設（校舎等）の鍵の開閉について

- 校舎等の鍵の開閉は、管理職の指導のもと、全教職員で協力して勤務時間内に行うこと。
- 各自が担当する教室・施設については、責任をもって施錠すること。

### ⑥ 部活動の活動時間及び休養日について

- 運動部・文化部ともに「宮崎県運動部（文化部）活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」を「順守」すること。

※ 県立学校においては「推進」

■ 校種等に応じた取組の推進に努めましょう。

■ 「学校における働き方改革推進プラン」は「教育ネットひむか」のHPからダウンロードできます。

令和2年3月19日 学校における働き方改革推進協議会  
(事務局：宮崎県教育委員会 教職員課)

※ 学校における働き方改革推進協議会とは、県教育委員会、市町村教育長連絡協議会、各校長会、事務長会、各PTA団体、中体連、高体連などの代表者を委員とした「学校における働き方」について協議する会です。（別紙参照）